

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社に入社し、トラック運転手として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、配送用プロパンガスを積み込むため、A配送センターに向かい、運転席から降車しようとしたところ、左半身麻痺の症状が現れたことから、B病院に救急搬送され「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、発症前日にA倉庫内でのガスボンベ入れ替え作業に従事したことにより本件疾病を発症したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 決定書は、請求人の本件疾病発症前6か月（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間）における時間外労働時間を100時間と認定している。

しかしながら、これは、前事業場の出勤簿が既に処分されているため、あくまで請求人の申述に基づいて算定された時間数であり、客観的な根拠を有する時間数とは認められない。

(2) 当審査会は、請求人の発症前6か月の時間外労働時間は依然として不明であると判断した。ただし、発症前6か月間の時間外労働時間数のうち発症前6か月を除く5か月間の時間外労働時間数は、決定書第2の2の(1)の(ウ)及び(エ)並びに同第2の2の(2)の(カ)に記載のとおりと認める。

(3) そこで、上記(2)を踏まえ、改めて請求人の発症前6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数を確認すると、発症前1か月で51時間、発症前2か月で55時間45分、発症前3か月で37時間10分、発症前4か月で37時間32分、発症前5か月で41時間16分であると認められるが、発症前6か月は不明と判断せざるを得ない。

(4) 以上を総合すると、請求人の発症前6か月間の1か月当たりの時間外労働時間数は、業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間には至らず、疲労の蓄積をもたらすほどの長期間の過重業務があったとは認められない。

(5) また、請求人は、本件公開審理等において、発症前日の倉庫作業時の蒸し暑さを再三訴えているが、当日のCの最高気温は23.8度であり、作業場は締め切った状態ではなかったこと、さらに救急搬送時の請求人のヘモグロビン値

からは請求人が脱水状態であったとは認められないことから、請求人が発症日前日に倉庫において作業を行ったことが本件疾病を発症させた原因となったとは認められない。

- 3 以上のおりであるので、本件疾病は、業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。